

監査報告書

全国健康保険協会

理事長 安藤 伸樹 殿

私たち監事は、健康保険法第7条の10第4項及び第7条の28第2項の規定に基づき、全国健康保険協会（以下「法人」という。）の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度の業務の執行及び財務の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、全国健康保険協会監事監査規程に従い、理事長、理事、内部監査部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席するほか、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な文書等を閲覧し、本部及び支部において業務及び財産の状況を調査しました。

また、決算担当部署等から当該事業年度に係る財務諸表（健康保険勘定及び船員保険勘定に係る勘定別の貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書）及び各勘定に係る決算報告書について報告聴取を行い、検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から職務の遂行を適正に行うための監査体制について「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、法人の当該事業年度に係る業務、事業報告書、財務諸表及び決算報告書について監査を実施しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の執行

- 一 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 法人の役員の業務執行に関しては、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実及び義務違反は認められません。

(2) 財務の状況

- 一 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 二 財務諸表（健康保険勘定及び船員保険勘定に係る利益の処分に関する書類を除く。）は、法人の財産の状況、損益の状況及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- 三 各勘定に係る利益の処分に関する書類は、法令に適合しているものと認めます。
- 四 各勘定に係る決算報告書は、法人の予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。

令和2年7月13日

全国健康保険協会

監事 有泉 啓二

監事 福島 優子